

申請事業者各位

青森労働局雇用環境・均等室

業務改善助成金の交付申請に係る事務連絡について

標記助成金については、例年と比較し非常に多くの交付申請を受付しており、通常よりも交付決定の審査にお時間をいただいております。

つきましては、交付申請内容に係る一部変更に関し下記1のとおり御連絡いたしますので、御確認と御検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 当室からの連絡事項

(1) 交付申請書、別紙2「事業実施計画書」3(3)事業完了予定期日の繰り延べ変更について

① 上記の状況から、貴事業場の当該期日につき「令和7年1月31日」への繰り延べ変更につき、御確認と御検討をいただきたいこと。

② 次のアからウのいずれかに該当する場合、当室あて御連絡は不要です。

ア 既に当該日付を、「令和7年1月31日」としている場合

イ 当室担当者からの電話連絡等により、既に「令和7年1月31日」への繰り延べ変更につき御承諾をいただいている場合

ウ 本状内容確認の上で、「令和7年1月31日」への繰り延べ変更につき、御承諾いただける場合

③ 上記(1)②イまたはウのいずれかに該当する場合は、当室にて交付申請書の朱書補正を行いますことを、あらかじめ御了承ください。

(2) 上記(1)の繰り延べ変更について御承諾いただけない場合について

① 御承諾いただけない旨及びその理由について、電話または電子メールにて当室あて御連絡ください。

② 上記(2)①の当室あて御連絡は、本状の内容ご確認後概ね3週間以内にお願いいたします。

2 その他

(1) 本状については、青森労働局ホームページにも掲載しております。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/seidoll.html



<連絡先>青森労働局雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階

電話 017-734-6651 (受付 平日8:30~17:15)